

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県警察本部組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年3月22日 条例第5号</p> <p>(総務室の所掌事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公安委員会の庶務に関する事。 (2) 機密に関する事。 (3) 公印の管守に関する事。 (4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。 (5) 広報に関する事。 (6) 情報の公開に関する事。 <u>(7) 事務能率の増進に関する事。</u> <u>(8) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関する事。</u> <p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人事、定員及び給与に関する事。 <u>(2) 犯罪被害者等給付金に関する事。</u> <u>(3) 警察装備に関する事。</u> <u>(4) 監察に関する事。</u> <u>(5) 予算、決算及び会計に関する事。</u> <u>(6) 財産及び物品の管理及び処分に関する事。</u> <u>(7) 会計の監査に関する事。</u> <u>(8) 警察教養に関する事。</u> <u>(9) 福利厚生に関する事。</u> <u>(10) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</u> (11) 留置場に関する事。 (12) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び室の所掌に属しないこ 	<p style="text-align: center;">愛媛県警察本部組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年3月22日 条例第5号</p> <p>(総務室の所掌事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公安委員会の庶務に関する事。 (2) 機密に関する事。 (3) 公印の管守に関する事。 (4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。 (5) 広報に関する事。 (6) 情報の公開に関する事。 <u>(7) 予算、決算及び会計に関する事。</u> <u>(8) 財産及び物品の管理及び処分に関する事。</u> <u>(9) 会計の監査に関する事。</u> <p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人事、定員及び給与に関する事。 <u>(2) 事務能率の増進に関する事。</u> <u>(3) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関する事。</u> <u>(4) 所管行政に関する企画及び調査に関する事。</u> <u>(5) 福利厚生に関する事。</u> <u>(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</u> <u>(7) 犯罪被害者等給付金に関する事。</u> <u>(8) 警察装備に関する事。</u> <u>(9) 監察に関する事。</u> <u>(10) 警察教養に関する事。</u> (11) 留置場に関する事。 (12) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び室の所掌に属しないこ

新	旧
<p>と。</p> <p>■（生活安全部の所掌事務）</p> <p>第5条 生活安全部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する こと。</p> <p>(2) <u>犯罪の予防に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域警察に関すること。</u></p> <p>(4) 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。</p> <p>(5) 少年非行の防止に関すること。</p> <p>(6) 保安警察に関すること。</p> <p>（刑事部の所掌事務）</p> <p>第6条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 刑事警察に関すること。</p> <p>(2) 犯罪統計に関すること。</p> <p>(3) 暴力団対策に関すること。</p> <p>(4) <u>薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(5) <u>組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>(7) <u>犯罪鑑識に関すること。</u></p> <p>（警備部の所掌事務）</p> <p>第8条 警備部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警備警察に関すること。</p> <p>(2) <u>警衛に関すること。</u></p> <p>(3) <u>警護に関すること。</u></p> <p>(4) <u>警備実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>災害警備に関すること。</u></p>	<p>と。</p> <p>（生活安全部の所掌事務）</p> <p>第5条 生活安全部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する こと。</p> <p>(2) 地域警察に関すること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。</p> <p>(4) <u>犯罪の予防に関すること。</u></p> <p>(5) 少年非行の防止に関すること。</p> <p>(6) 保安警察に関すること。</p> <p>（刑事部の所掌事務）</p> <p>第6条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 刑事警察に関すること。</p> <p>(2) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>(3) <u>犯罪鑑識に関すること。</u></p> <p>(4) 犯罪統計に関すること。</p> <p>(5) 暴力団対策に関すること。</p> <p>（警備部の所掌事務）</p> <p>第8条 警備部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警備警察に関すること。</p> <p>(2) <u>警衛及び警備実施に関すること。</u></p> <p>(3) 災害警備に関すること。</p>

新	旧
(6) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。 (7) 機動隊に関する事。	(4) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。 (5) 警護に関する事。 (6) 機動隊に関する事。